

平成 21 年 12 月 4 日

資 料

(市民公益税制)

市民公益税制（とりまとめに向けて）

【要望】 特定非営利活動法人（NPO 法人）の、初回の認定申請における実績判定期間の特例（2 年と 5 年の選択制）の 1 年延長

- ・ 要望を認める方向で検討。

【要望】 認定 NPO 法人の申請書類の明確化等による認定手続きの簡素化

以下の措置を含め、申請書類の削減などによる認定手続きの大幅な簡素化を検討。

- ・ 認定申請時及び各年度の提出資料のうち、当該 NPO 法人が所轄庁にも提出しているものは、所轄庁から国税当局に送付してもらうこととし、NPO 法人から国税当局への提出は不要とする。
- ・ 現在、認定申請時各年度に提出を求めている寄附者リストについては、初回申請時のみ提出を求めることとし、その後の各事業年度分については、作成・保存（5 年間）を求めるに止め、国税当局への提出は不要とする。
- ・ 審査体制、事前相談窓口などの拡充を図る。

【要望】 認定 NPO 法人の審査期間の短縮

- ・ 標準処理期間（6 カ月）を定め、公表することを検討。

【要望】 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充（①適用下限額の引き下げ）

- ・ 要望を認める（寄附の増加の効果を検証）。

【要望】 認定 NPO 法人のみなし寄附金控除限度額の引上げ

- ・ 他の公益法人制度のみなし寄附金限度額にも影響が及ぶため、公益法人制度全般にわたる幅広い見直しが必要。

【要望】 研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金にかかる指定寄附金制度の創設

- ・ 研究開発法人と独法改革の関係を整理した上で、指定寄附金化することの効果等について十分な検討が必要。

【要望】 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充(②年末調整対象化)

- ・ 執行面の問題などを十分に検討する必要。

【要望】 給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金にかかる税額控除制度の創設

- ・ 特定の団体への寄附のみ税額控除化することの適否につき、慎重な検討が必要。

○ 上記4要望については、寄附税制や公益法人等に対する課税制度の全般にかかわってくることや、政府全体の課題である「新しい公共」を確立するための取組みが求められていることを踏まえ、23 年度改正に向け、税調にプロジェクト・チーム(市民公益税制に関するPT)を設置し、専門的、総合的な見地から検討を深めていくべきではないか。